



## 三朝町不妊治療費助成制度のご案内



三朝町では、保険外診療の体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）を受けておられるご夫婦の経済的負担を軽くするため、次のとおり治療費の一部を助成します。

【対象者】以下の全てに該当する方

- ①夫婦（事実婚も含む）のいずれか又は両方が三朝町内に住所があり、1年以上居住している方
- ②町税の滞納がない方
- ③各医療保険に加入している方

【治療対象】国及び県の指定医療機関での特定不妊治療（不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精をいう。医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断している場合についても対象とする）

【助成内容】①保険診療と組み合わせられて実施された先進医療への助成

1回の上限額：5万円

②自費診療で実施された治療への助成

1回の上限額：20万円（採卵を伴う治療の場合 ※県治療区分A・B・D・E）

1回の上限額：10万円（採卵を伴わない治療の場合 ※県治療区分C・F）

※ただし、鳥取県特定不妊治療費助成を受けている場合、その額を控除し、それぞれの限度額を上限に助成。

【実施医療機関】鳥取県内、県外の指定医療機関

【鳥取県内で指定されている医療機関】

医療機関名	住所	電話番号
タグチIVFレディースクリニック	鳥取市覚寺63-6	0857-39-2121
鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	0857-26-2271
ミオ・ファティリティ・クリニック	米子市車尾南2-1-1	0859-35-5212
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	0859-38-6642
彦名レディスライフクリニック	米子市彦名町2856-3	0859-29-0159

【申請方法】 次の書類を添えて、三朝町企画健康課に提出してください。



## 【必要な書類】

- ①特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
  - ②特定不妊治療受診証明書（様式第2号）※鳥取県へ提出した場合は写しで可
  - ③婚姻を確認できる書類 ※町が公簿により確認できる場合は省略可
    - ・法律婚の場合：戸籍抄本等
    - ・事実婚の場合：戸籍謄本及び申立書
  - ④夫及び妻の医療保険者証の写し
  - ⑤鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書の写し
  - ⑥医療機関が発行した特定不妊治療に係る領収書の写し
  - ⑦振込先のわかるもの（申請者名義の通帳）
- ※県の助成金の交付決定を受けている場合は③、④の書類を省略することができます。



## 申請期間、申請窓口について

- 【申請期間】 治療が終了した年度内に申請をしてください。  
※2/1～3/31 までに治療が終了した場合は、翌年度の 5/31 までに申請してください。
- 【申請窓口】 三朝町企画健康課 三朝町大瀬 999-2  
電話 0858-43-3506

### 【担当】

三朝町企画健康課

保健師 安田

(0858) 43-3506

